

報告第7号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見書を付けて、下記のとおり報告する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小山 祐

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

区分	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△14.56)	— (△14.57)	12.75	20.00
連結実質赤字比率	— (△26.87)	— (△24.66)	17.75	30.00
実質公債費比率	2.2	2.3	25.0	35.0
将来負担比率	— (△124.5)	— (△116.2)	350.0	

備考

表中の「—」は、負の値のため比率なしとなったものであり、括弧内に参考として算定数値を記載している。

2 資金不足比率 (単位：%)

区分	令和4年度	令和3年度	備考	経営健全化基準
下水道事業会計	— (△61.47)	— (△49.90)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定	20.0
病院事業会計	— (△53.08)	— (△43.08)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定	20.0

備考

- 1 表中の「—」は、負の値のため比率なしとなったものであり、括弧内に参考として算定数値を記載している。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について記載し、「令」とは地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令を省略して表記したものである。